

持ち帰りタブレット端末家庭活用ガイドライン

令和3年7月
宇多津町教育委員会

- 1 長期休業や非常時における家庭での学習は、今後ますます重要になってきます。自宅での学習の機会の提供に向け、タブレット端末(以下「タブレット」という。)を持ち帰り、家庭での自宅学習に活用できるよう、その際に必要なルールを示します。
- 2 自宅学習を行うためには、タブレットに加え回線(インターネット接続環境)が必要です。
 - 1) タブレット端末
 - ・普通教室用タブレットの貸し出しのため、「タブレット端末貸出申請書兼同意書」を提出してください。
 - 2) 回線:無線(Wi-Fi)・携帯通信(LTE)・有線など、インターネットの利用ができる接続手段
 - ・家庭の無線(Wi-Fi)環境への接続は、保護者が行ってください。
 - ・携帯通信(LTE)では利用に際しパケット量が多く発生するので注意してください。
 - ・回線使用料は保護者負担となります。
- 3 貸し出されたタブレットの家庭での利用における注意事項
利用者は、以下の事項を遵守してください。
 - 1) タブレットの回線接続に関するサポートは、学校では行いません。
 - 2) 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせてください。
 - 3) タブレットのそばでの飲食は禁止とします。(タブレットを机の上に置いたままその机で食事をするなど)
 - 4) 各機能やサービスを利用するためのアカウントは、一人ひとり個人ごとに配布されています。ユーザーIDとパスワードは、各家庭で厳重に保管し、他人には教えないでください。
 - 5) 持ち帰ったタブレットは、自宅で充電してください。
 - 6) タブレットは自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意してください。
※破損等の不具合が生じた場合は、遅滞なく学校へ報告し指示を仰いでください。
※小さな兄弟姉妹にも触れられることのないよう注意してください。
 - 7) タブレット利用において不具合が生じた場合、遅滞なく速やかに学校へ報告してください。
 - 8) USBメモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用は禁止します。
 - 9) 学校から指示のないファイルダウンロード・ソフトインストールは禁止します。
 - 10) インターネットの接続には制限をかけていますが、学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNSへの書き込みや写真・動画・文書の配信は禁止します。
 - 11) 学校などのシステムを調べたり侵入したりする行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷(SNS・掲示板への投稿)などは禁止します。
- 4 その他
本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会で協議決定します。
不注意による故障・破損や紛失等、事由によっては修理代・補償費などは保護者の負担となります。